

一般社団法人日本口蓋裂学会

会員の懲罰に関する規定

(目的)

第1条 一般社団法人日本口蓋裂学会会員は、定款の定める目的の達成に努め、日本国憲法を始めとする日本国の法規、本学会の定款・規則・制度に従わなければならない。会員が法的、倫理的にこれらに反する行為を行った場合、次ぎに定めるところにより懲罰を課す。

(懲罰の種類等)

第2条 会員に科す懲罰処分は、以下の各号に掲げる通りとする（重複可）。

- (1) 訓戒： 口頭にて将来を戒める
- (2) 訓告： 文書にて将来を戒める
- (3) 講責（けんせき）： 始末書を提出させ、将来を戒める
- (4) 会員資格の停止： 期間を定めて資格を停止する
- (5) 除名： 会員としての資格を剥奪する

2 第4号に該当するものは、会員停止期間中についても本学会の会費を納入しなければならない。また、資格停止中に退会した者は、本学会に再入会することはできない。

(処分の対象)

第3条 理事会は、次の各号に掲げる行為を行った会員を懲罰処分の対象とすることができる。

- (1) 刑罰法令に触れる行為、または反社会的行為を行った者
- (2) 研究者あるいは医療人としての良識や品位に欠ける行為を行った者
- (3) その他、本学会の名誉を毀損し、社会的信用を失墜させる行為を行った者

2 理事会は、前項に記載する行為により懲罰処分に賦された会員について監督指導を行うべき会員に対し、その職責の見地から、懲戒処分の対象とすることができます。

(処分の決定)

第4条 理事会は、第3条に規定する行為を行った疑いのある会員の存在が判明したときには、直ちに当該行為に係わる調査委員会を設置し、その事実の有無、内容、程度、状況等を調査させなければならない。

2 理事会は、調査委員会の調査結果に基づき、第2条各号の中から処分を決定する。

3 第2条第4号の処分期間は、理事会において決定する。

4 処分を決定するときは、それに先だち、当該会員に理事会における弁明の機会を与えなければならない。

(規定の改廃)

第5条 この規定の改廃は、理事会において行う。

(附則)

この規則は、平成29年5月17日から施行する。